

平成27年12月定例会会議録

平成27年豊郷町議会12月定例会は、平成27年12月7日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

5 番	西 山 勝
11 番	河 合 勇

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町	長	伊 藤 定 勉
副 町	長	村 西 康 弘
教 育	長	横 井 保 夫
総 務 企 画 課	長	村 田 忠 彦
税 務 課	長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課	長	神 辺 功
医 療 保 険 課	長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課	長	上 田 文 夫
会 計 管 理 者		森 明 美
人 権 政 策 課	長	小 川 光 治

地 域 整 備 課 長	夏 原 一 郎
地域整備課長(上下水道担当)	藤 野 弥
産 業 振 興 課 長	土 田 祐 司
教 育 次 長	岩 崎 郁 子
社 会 教 育 課 長	浅 居 浩

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	角 田 清 武
書 記	寺 田 理 恵

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

西澤博一議長

おはようございます。

12月定例会を先週に引き続き再開いたします。

(午前9時00分)

ただいまの出席議員は10名で、会議開会定足数に達しております。

よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、北川和利議員、8番、鈴木勉市議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願いいたします。

それでは、西澤清正君の質問を許可します。

西澤清正議員

議長。

西澤博一議長

9番、西澤清正議員。

西澤清正議員

皆さん、おはようございます。トップバッターで質問します。

町長に。住宅リフォーム等補助金について、住宅リフォームや太陽光発電システムの新規設置工事に補助を行う住宅リフォーム等補助金について、1つ、平成27年度の進捗状況はどうか。

2番目に、太陽光発電システムと連携した住宅用蓄電池への補助の拡大や同一年度内に住宅リフォームと太陽光発電システムの新規設置ができるように見直しを行ってはどうか答弁を求めます。

以上です。

地域整備課長

議長。

西澤博一議長

夏原地域整備課長。

地域整備課長

皆さん、おはようございます。それでは、西澤清正議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の平成27年度の進捗状況についてでございますけれども、現在、本年度のリフォームにつきましては、30件に対しまして22件の申し込

みがございます。それと、太陽光発電につきましては、6件に対して現在のところ1件というような申し込み状況となっております。

2つ目の太陽光発電システムと連携した蓄電池への補助の拡大や同一年度内の両方の補助ができる見直しについてということでございますけれども、これにつきましては、蓄電池につきましては、現状ではまだまだコスト面で高額なところがございますし、個人需要はこれからであるという形で私どもは認識しているところでございます。県内の市町におきましても、補助している市町は少ないというように聞いておりますし、また、太陽光発電システムにおいて電力会社の買い取り単価値下げなどにより、当町でも設置者の減少につながっているように考えております。よって、もう少し現状を見守りながら、この点については考えていきたいと思っております。

また、両方の補助でございますけれども、行う方向でこれは検討していったらどうかと、内部協議でも話はさせていただいておりますので、これについては検討させていただくという形で考えております。

以上でございます。

西澤清正議員 議長。

西澤博一議長 9番、西澤清正議員。

西澤清正議員 今、課長から答弁がございましたが、特に買い取り価格について確かに少なくなりまして、余計設置がなかなかできないというような状況、今の蓄電池は家庭用でも50万円から100万円近くするというところで、反対に昼ためておいて夜に使うという、買い取りが下がったために、特にそういうことも、皆さんが期待しておられるのかなと思ひまして質問させていただきました。これから、売電価格がどんどん下がってくる可能性がありますので、ぜひひとつ蓄電池に対しても補助をしていただけないかということで、再度、質問させていただきます。

地域整備課長 議長。

西澤博一議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 西澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

当然、今後はそういうことも考えていかなければならないと私どもも考えております。需要が高まってきてから、下がってきてからでは遅いと思うんですけども、その辺は十分考えた上で対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

西澤清正議員 議長。

西澤博一議長 9番、西澤清正議員。

西澤清正議員 今、言葉を聞きましたので、ぜひ。当然、今の蓄電池も需要が広がれば下がってくると思いますので、ぜひそういうこともお願いしたいと思います。それで同時に使えるようには、来年度からでも実施していただきますよう、ひとつよろしくお願い申し上げます。答弁は結構です。

西澤博一議長 続きまして、8番、鈴木勉市議員。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木勉市議員。

鈴木議員 一般質問を行います。

まず、療育手帳保持者Bのみの方への助成制度はどうなったのか。9月議会で、療育手帳保持者Bのみの方への助成制度の創設を求めたところ、担当課長より早期に福祉医療費として取り組みたい、条例改正等も次回、12月議会に提出できるぐらいの準備をしたいとの回答があったが、具体的にどうなったのか回答を求めます。

次に、介護保険の境界層措置について問います。介護保険には、生活に困窮し、自立を助長するための制度として境界層措置がありますが、この制度の詳細な説明を求めます。また、本町におけるこの措置の運用実績を明らかにしていただきたいと思います。

次に、保険者支援制度を活用し、国保税引き下げの検討を再び求めます。国保法改正による純増分は幾らになるのかと9月議会で質問したところ、担当課長から770万円程度になるのではないかと回答がありましたが、12月ですので、もう額が確定したのかどうか明らかにしていただきたいと思います。

2つ目は、純増分を活用し、国保料の引き下げを求めたところ、町長の回答は小手先で引き下げて、平成30年、2018年の4月に上がっては何もありませんしとの理由で引き下げは行わない趣旨の回答があったと思いますが、重ねてなぜ引き下げを行わないのか、その見解を明らかにしていただきたいと思います。

3つ目は、その2018年度以降の標準保険料の設定がどのように計算されるか、どのような仕組みになるのか明らかにしていただきたいと思います。

次は、火葬場等解体予算に係る跡地利用は凍結ではなかったのか。11月になって、住民生活課名の「火葬場・会葬場の解体工事」のお知らせが4字に配布されました。そこには、解体後の跡地は駐車スペースとして整備するとも記されています。9月議会では、本予算の執行については解体工事のみで、跡地利用については凍結することだったと思いますが、どうして上記のようなことになったのか説明を求めます。

次に、庁舎改修予算を明らかにし、住民投票の実施を求めます。庁舎改修予算の説明は、これまで何度か変わってまいりましたが、例えば、2014年3月議会全協での説明は、7億1,020万8,000円でした。2014年9月議会の私の一般質問に対する回答は、7億9,482万6,000円で、8,461万8,000万円の増になっていました。そのときに資料の提出はいただいたのですが、この増額になった分の根拠資料の説明を求めます。

2つ目は、庁舎改修予算の現段階の最終的な確定額は幾らになっているのかとともに、その積算根拠資料の提示をお願いしたいと思います。

3点目は、庁舎改修について、町長は来年4月には最終的に判断しなければならない時期が来るのではないかと回答されていますが、その点について2点、回答を求めます。

1つは、最終判断をする前に、専門家を交えた検討会を設置し、検討する考えはないか、再度お伺いをいたします。

最後に、その最終的な判断をされる前に、住民投票の実施をされることを提案いたしますが、見解を明らかにしていただきたいと思います。

最後に、3つの計画、プランと第4次豊郷町総合計画との整合性について質問をいたします。子ども読書活動推進計画、子ども・子育て陽だまりプラン、第4期豊郷町障がい福祉計画が10月以降になって、初めて町民、議員に配布されましたが、これら3つの計画、プランと第4次豊郷町総合計画との整合性、関連性について説明を求めます。

以上です。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 8番、鈴木議員さんの一般質問にお答えいたします。

まず、保険者支援制度を活用した国保税の引き下げのことでございます。その質問の2点目として、保険者支援分の増額による国保税の引き下げにつきましては、本制度は保険基盤の弱い保険者への医療事業等により困難な保険運営に対する財政支援措置をするものであり、実態からは要請のときのことだと思いますが、私が理解している範囲のことを述べたものでありまして、そのとき何の反対意見もなく、私にご理解していただけたものと思っております。

そして、庁舎の件ですけれども、現段階の価格はということは、今年の3月、確か十四、五日ごろ、鈴木議員と今村議員ともう1人の方、本田さんの奥さんと3人で来られたときにお話ししておりましたように、そのときの価格は昨年のおきの価格であって、これからは再度、実施設計をして、でなければ価格は

わかりませんというお話をしましたところ、それはご理解いただいたと思っておりますので、そういうことでございます。

それとまた、3につきましてですけれども、24年3月定例議会全員協議会で、庁舎耐震診断の結果報告から、これまで幾度となく議員の皆さん方に報告し、そしてまた、ご意見も賜ってきました。行政懇談会でも住民の意見を聞けということで聞かせていただき、そしてまた、今年の3月には鈴木議員の、特別委員会を設置して議論をというようなお話でもございましたし、そして、9月にお答えしたとおり、今も待っていますし、今現在も待っております。しかしながら、最後にお話ししたとおり、障害者差別解消法が来年の4月から施行されて、特に私ども、障害者とか高齢者の皆さん方のご意見を聞いておりますし、その方たちがご不自由やと思うことは、これは行政の責務として解消しなければならないという義務化が、来年の4月から施行されますし、そういうことも踏まえ、また消費税のことも踏まえて、慎重に考えているところでございます。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

保健福祉課長 議長。

西澤博一議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 皆さん、おはようございます。私の方からは、鈴木議員の、まず療育手帳保持者Bのみの方への助成制度はどうなったかというご質問にお答えさせていただきます。

療育手帳保持者Bの方への医療費助成の制度につきましては、今回の定例会に議第79号としまして、豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案を提案させていただいております。現在、ご審議を願っているところであります。提案させていただきました条例改正を認めていただきましたら、来年4月1日からの施行に向けて、医療機関への周知等々を含めまして準備を進めていく予定をしておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、第4期障がい福祉計画と第4次豊郷町総合計画との整合性について説明をというご質問がありました。

まず最初に、今回お尋ねいただいております障がい福祉計画ですけれども、これの位置づけについては議員もご承知のことと思ひますが、障害者基本法に基づいて市町村が策定いたします基本計画でして、豊郷町におきましては、平成24年3月に策定しております、豊郷町障害者基本計画が今回の第4期障がい福祉計画の上位計画にあります。そしてこの豊郷町障害者基本計画は、豊郷町のまちづくり全般の目標を掲げます総合計画として位置づけがされております。豊郷町総合計画の中の第3章、「いきいき安心の暮らしをつくろう」の中の5

としまして、障害者福祉の充実の項目がありますけれども、こちらの項目の方に記されています施策について障害者施策を推進していく基本方針として総合計画では示されております。

そして、今ほど申しましたように、第4期障がい福祉計画は、上位計画として豊郷町障害者基本計画の中の生活支援に関連した部分を中心に、障害者自立支援法、現在の障害者総合支援法に基づきまして、市町村が3年ごとにサービスの見込み量等を設定して計画を策定しなければなりませんので、豊郷町におきましても、サービスの必要量などについて計画を策定し、今回の第4期障がい福祉計画を取りまとめたところです。

障がい福祉計画はこういう位置づけにありますので、第4次豊郷町総合計画で大きな指針として示されているものを基本計画で基本方針として整理がされ、その中的一部分でありますサービスの必要量などについて3年間の数値目標を障がい福祉計画として策定しておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

以上です。

医療保険課長

議長。

西澤博一議長

北川医療保険課長。

医療保険課長

おはようございます。私の方からは鈴木議員のご質問の介護保険の境界層措置、また保険者支援制度の活用、国保税引き下げの検討という2つのことについてお答えをさせていただきます。

まず、介護保険の境界層措置についてでございますけれども、ご質問の1点目として境界層措置制度につきましては、本来、適用すべき介護保険基準を適用すれば、通常であれば生活保護が必要となってくる受給者の方が、その適用すべき基準から生活保護受給者の介護保険基準まで負担基準を低くすることで、生活保護を必要としない状態になり、その方について生活保護ではないけれども、その部分の基準で介護保険の基準を適用していくという部分でございます。

また、2点目のご質問につきまして、本町での運用実績といたしましては、本町での対象者はいまだおられないという状況でございます。

以上でございます。

続きまして、保険者支援制度の活用での国保税引き下げの検討の、私の方から1点目、3点目の部分についてお答えをさせていただきます。

まず、ご質問の1点目、保険者支援制度の純増分は幾らになったのかということにつきましては、現在、県宛てに交付申請をしている段階でございまして、その数値といたしまして、純増分と現在までの当初からの数字を合わせまして、

県からの交付額は申請額として1,233万円、これに町負担分を合わせまして、1,644万2,000円を見込んでおります。先ほどご質問の中にございましたように、9月議会の中で770万程度とお答えをさせていただきましたけれども、純増分としては国、県で565万9,000円、そこへ町の持ち分を入れまして754万5,000円ということで申請をしておるところでございます。

最後に、3点目のご質問、30年からの広域化に伴います保険料の設定でございますけれども、現在のところ、県が各市町の医療費水準や所得水準を考慮しながら標準保険料というものを提示いたします。そこへ各市町がその標準保険料を参考にしながら決定してくという予定で国が案を示しておるところでございますけれども、県下一律の保険料設定の議論の途上にございまして、今後とも県と協議を図りながら、その動向を注視していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

教育次長 議長。

西澤博一議長 岩崎教育次長。

教育次長 失礼いたします。私の方からは、鈴木勉市議員の子ども・子育て陽だまりプランと第4次豊郷町総合計画との整合性を問うという質問に対しましてお答えいたします。

本年度から子ども・子育て支援新制度が円滑に実施されるよう、子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。そこで策定したものを町民の皆様にご覧いただき配布させていただきました。これにつきましては、豊郷町総合計画の第2章「豊かに育つ暮らしをつくろう」、1、子育ての環境づくり、2、子どもの教育環境の充実が示しております。明日を担う豊郷町の子どもたちを地域の宝とし、親が子育てに喜びを感じていただけるようにプランを作成いたしました。ご理解の方よろしく願いいたします。

住民生活課長 議長。

西澤博一議長 上田住民生活課長。

住民生活課長 私の方から、鈴木議員の火葬場等解体予算に係る跡地利用は凍結ではなかったのかについてのご質問にお答えをさせていただきます。

火葬場、会葬場の解体後の跡地利用につきましては、関係する地域の区長様と再度協議をさせていただきまして、議会のご意向も踏まえながら、墓地造成用地として確保するというのも提案をいたしました。関係区より今のところ必要がないということで、今後の管理や環境面に考慮し、舗装を施して整備

をすることについてご了解をいただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

社会教育課長 議長。

西澤博一議長 浅居社会教育課長。

社会教育課長 改めまして、皆さんおはようございます。鈴木議員のご質問にお答え申し上げます。

当課の社会教育課での質問であります。子ども読書活動推進計画と第4次豊郷町総合計画との整合性を問うというところでございます。これにつきましては、子ども読書活動の推進に関する法律が、平成13年に施行され、国は子ども読書活動推進計画を策定しなければならない。また、都道府県、市町村は策定するように努めなければならないという努力義務が示されました。これを受けまして、本町におきましても町民の皆様に配布、啓発を行ったところがあります。これは、第4次豊郷町総合計画、第3部、第2章「豊かに育つ暮らしをつくろう」の中に、地域における学習環境の充実があります。その中に生涯学習拠点の整備、充実はもとより住民が本に親しみ図書館を利用しましょう。と書かれています。充実し、また図書館づくりを進めるということが示されています。

以上です。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 8番、鈴木議員の庁舎改修予算を明らかにし、住民投票の実施を求めるのご質問のうち、①についてお答えをさせていただきます。

根拠資料の提出につきましては、先ほど鈴木議員がおっしゃいましたように、平成26年12月議会定例会の役場庁舎の増改築を問うという1点目、9月議会に明らかにされた役場庁舎増改築事業の実際額7億9,482万6,000円の積算書、また6月議会に提出された資料と変わっている点について資料を提出されたいとの一般質問におきまして、平成26年12月8日付で議会に提出をいたしました資料のとおりでございますので、現時点では変更はございません。

それで、先ほど町長の方からもお話がありましたように、26年の3月時点の実施設計額で現在の額ということになります。当然、その後2年がもう少しでたちますが、当然、この間の変更があるということでご理解をいただきたいと思っております。

西澤博一議長 鈴木議員、再質問。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 まず最初、療育手帳の問題で、先ほど本議会にも条例案が、改定案が提案されていますから、それは審議を待ちたいと思いますが、関係者の皆さんには大変喜ばれるものと思いますので、私も歓迎したいと思います。ただ、少しこの事業の場合も、対象者を把握できるわけですから、ぜひ漏れのないような実施をお願いしておきたいというのと、これはちなみに確認ですが、後でも質問をさせていただきます、この第4期豊郷町障がい福祉計画では、例えばBの保持者が26年3月現在で35人となっているんですね。この第4期では。その他の例もありますが、9月議会では私の間違いでなければ、手帳保持者が88人で、Aが35人、Bが53人、それからBのみで純粋に対象にならない方が39人との回答だったと思うんですが、この第4期障がい福祉計画の11ページを見ますと、昨年の26年3月現在でBが35となっているんです。Aが48で、合計83とこれではなっていますので、念のために現在での直近の数値だけお願いしたいと思います。

保健福祉課長 議長。

西澤博一議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。人数の漏れがないようにということに努めさせていただきます。

それと、人数ですけれども、障がい福祉計画の11ページの表を見ていただいております。このAとBありますけれども、濃い黒のAのところは35、下の方ですね。A、今ほどちょっと鈴木議員、これを逆に言われたように思いましたけれども、濃い数字の方が35、Bの方が48という数字が計画を策定しているときにありました。最終、今ほども言うていただきましたように、現在つかんでおる数字としましては、Aの方は35、Bの方は53で、合計88人と、前回答えさせていただいた人数として把握しております。

以上です。

西澤博一議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 結構です。

西澤博一議長 再質問。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 次、介護保険の問題ですが、この境界層措置は今、担当課長から説明があったとおりでと思います。正直に申しますと、ちょっと私もこういう措置が、介

護保険法の中で法定化されているということを最近まで実は私も全く知りませんでした。正直に申し上げておきます。確かに、この制度は今、北川課長から説明があったとおり、この制度を適用することによって、生活保護を必要としない状況をつくり出す。言いかえれば、私なりの言い方をさせていただければ、生活保護の受給を阻むというか、締め出すというか、一面そういう性格を持ったものであることは確かなんです。ただ、私が境界層措置という制度が法定化されているということを知りまして、提案したいのは、問題はこの生活保護ボーダーライン層の方が全てこの生活保護を受給されているということではないと思うんです、このボーダーライン層の方が。その層の人たちに対して、例えばこの制度を活用できないかということの問題提起をしたかった。これを適用することによって、生活保護を引き下げて生活保護受給者にならないというのが大道ですが、幾つかの自治体の措置要綱とか取扱要綱を見ますと、このボーダーラインの方が全て生活保護を受給されているわけではないわけですから、この人たちに対する何らかの活用が検討できないかということの問題提起をしたかったんです。今まで例えば、利用料の軽減とかいろいろあります、介護保険料。それは、行政の長の裁量措置で、議会の裁量で実施するということですが、この境界層措置というのはこれはもう法定化されているものですから、町民の立場から見て有効にこの法定化された制度、措置を活用することができないということの検討をできないかということの問題提起したいんですが、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

医療保険課長 議長。

西澤博一議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えをしていきたいと思います。

まず、先ほどの境界層措置につきましては、おっしゃっていただいたとおりでございます。まずこの方向性につきましては、県の福祉事務所から生活保護の申請をされた方の却下された方、また廃止になられた方という証明書が福祉事務所から来て、その方々についてうちの方でそういう措置をとっていくということでございます。今おっしゃっていただいた部分についての考えといたしましては、生活保護基準というものが年金収入だけでなく資産等の関係もございまして、一概にどなたがどうということでは、私どもでは審査できる立場ではございませんし、福祉事務所との連携というものもございまして、福祉事務所の方とお話をしておりまして、現在のところ豊郷町にはそのような想定のある方はおられないということでございましたので、本町といたしましては、例えば施設の負担限度額の件とか、またそういう施設の利用減免等に

つきましての方策で対応していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西澤博一議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 次行きます。今のは提案ですから。

西澤博一議長 次、再質問。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 次、国保税の問題について再質問をさせていただきます。本当の意味での純増分は560万円程度になるということですよ。町の分は別にすればということで、わかりました。ただ、町長の回答は、これは増額分は大体支援であるということで理解をしてもらったという、ではないかという回答であったのですが、2018年度から国保の保険者が町から県に変更になります。しかし、かといって町がこの国保の運営から撤退するわけではないわけですよ。ここははっきりしてもらわないと。改定法が実施されても、保険料の決定、賦課徴収、保険証の発行、医療の給付などは引き続き町が行うと。これには間違いのないということになります。そして、保険料は先ほど少し担当課長から説明がありましたけども、これまでは町がそれぞれの医療水準などを勘案して決めてまいりましたけども、県がそれぞれの市町の医療水準などに応じて、各町が負担する、今度は県にお金を納めると、この納付金を例えば豊郷町だったらこれだけ納めなさいよという計算をして、うちの町はこの納付金、負担金を補うために必要となる保険料を決めていくということになります。ですから、保険料が各市町で一律になるということはないんですよ。あり得ないというのが1つ。

それから、町長の先ほどの答弁についてですけども、この改定で保険料が上がるかもしれないしという答弁が9月議会でもありましたが、厚労省や各市町や県に対する説明資料の中で、こう述べています。「一方、保険料水準が急変しないように時間をかけて平準化を進める。」というように国は市町や県に対する資料で説明をしています。この平準化に何年かかるか厚労省は説明していませんが、つまり、2018年度から急に保険料が高くなるというようなことは、国も想定をしていないというのは、この厚労省の説明資料からでも明らかです。

それから、先ほど県下一律の保険料の設定をするかどうかということが議論をされているという答弁だったと思います。間違いであれば教えていただけますか。これは、県下一律で国保料が制定されるということは、この制度の趣旨からいってみればあり得ない。各市町の納付金に応じて各市町が。最終的にその保険料を決定するのは、県が決定するんじゃないんですよ。うちの町が最終

決定するんです。県からは資料が来ますけども、それに基づいて最終決定をするのはうちの町なんです、2018年度からも。先ほど、町長から答弁ありましたが、今回の支援者措置の分は確かに町長がおっしゃったように、低所得者が多い自治体への支援の拡充、その代替分であることは間違いありません。それは、この2018年度からの制度改編に際して、こういう代替措置がとられているんですが、私がずっとこの間、求めてまいりましたのは、その分を活用して、この分をうちの町は今でも国保会計2千数百万の基金があって、黒字なわけですから、せめてこの部分は活用して引き下げを行ってはどうかということをご提案したのですが、再度、私の2018年度の制度改編で間違いがあればご指摘をいただきたいと思ひますし、再度、引き下げを求めたいと思ひますが、回答をお願いします。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 8番、鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

要するに、全国知事会が市町村の国保会計の支援分なり赤字が3,400億円ほど赤字だということで、平成26年度の市町村の国保会計も約3,456億円だったとちょっと記憶しているんですけど、そういった中でこれは消費税が5%から8%に上がるときに、国の方に2,500億円をまず出しなさいよと。要するに、県が保険者と、要するに県が財政基盤を担うとなれば、そういう形が8%のときに1,700億円ということでございます。29年度からは、あとの残りの1,700億円。30年から県がやっついこうと。そしてまた、これは3,400億円限りやないですよ。毎年、それはやはり医療費が上がっていくと。これから今の平成24年から今後7年間でも、国保会計とかこういう医療費が1.5倍、介護やったら2.23倍というような、そういう数値も出てきて、そういった中でまず、県がやっついこうとなったら、それを支援しなさいと。そして、一元化をしていこうと。そういった中で、県と国とのやり方の中で、議員がおっしゃったように厚労省のそういうのが出てきました。これはまた、市町村と厚労省、また県との思いが違います。そういった中で、今、担当者の中で、県の中でいろんな議論が進んでおります。ある市のそういう担当者は一律にいこうというのもありますし、激変緩和措置で何年か目標を決めて、その後一律にしていこうと、そういうこともあります。そういった中で、やはりしっかりとした我々も対応していかんなんらんとということで、ここで上げ下げ云々というか、そういう形の中でいざスタートしたときに、被保険者の皆さん方にご迷惑はおかけできないということ、確か保険料は平成20年から全然

上がっていないと思っております。よそは上げておりますけれど、大変安定した状況でございます。そういった中で今後はきちとやっぱり基金で積みながら、被保険者の皆さん方に迷惑をかけない方法をやっていきたいと、このように思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

西澤博一議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 町長の説明はよくわかります。だからこそ、安定しているからこそ、今、安定しているんですよ、町長おっしゃったように。毎年、黒字だし、基金も2,100万円ある。それにとりあえずこの2年間は500万前後増えるわけですから、安定しているからこそ、なおこの基金を活用して引き下げを行ってはどうかと私は思うんですけど、もう一度答弁をお願いします。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 8番、鈴木議員さんの再々質問にお答えいたします。

特に、この国保というのは、特に高額医療、透析の方が1名増えるだけで相当な、財政基盤を揺るがすということになります。今年もいろんな質疑の中でも1名ふえたと聞いております。そういった状況がございますから、やはり基金はきちととしかないと、そのときに被保険者の皆さんにご迷惑をかけるということもありますので、その点、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 次に、総合計画の問題で二、三お尋ねをしたいと思えます。

この10月以降、先ほど言いました3つの計画が、私たちに配られてきたのですが、説明では、回答では、この3つの計画ともに基本総合計画の中の一部であったり、その中の具体的なサービス料の設定であったりという、そういう説明であったと思うんですが、ここで1つは、お尋ねしたいのは、その第4次総合計画の問題は、昨年3月ならびに6月議会で質問をさせていただきました。昨年3月議会では、第4次総合計画の目標がどれだけ達成できたのかということに質問をしました。町長の方から前期計画の評価、見直しについては担当課長のヒアリングをして目標に対して取り組みたいという答弁がありました。さらに、6月議会ではこの総合計画のうちで街道景観再生支援制度の創設、防災行政無線の更新、土地利用計画の策定、この3つは手もつけられていないのではないかということも指摘をさせていただきました。担当課長の方からは、

その3つの課題については、何らの形で取り組みたいという回答があり、また、ヒアリングが終わり、今現在では上半期に何らかの計画の策定、上半期というのは今年の上半期と答えられています、全体の見直しの計画ができていのかどうかお答えを願いたいと思います。もしできているのであれば、これは後日で結構なのですが、資料の提出をお願いをしておきたい。これは後日で結構です。できているのであればという前提です。

2つ目は、この障がい福祉計画、子ども・子育て陽だまりプラン、読書計画、その全てが総合計画の分野別計画に位置づけられている、そういう性格のものだと答弁があったと思うんですが、このプランがこの総合計画の中の実施計画、具体的プラン、そういうものにとってかわる。そういう性格を持っているのかとか、そここのところの関連性を、この総合計画全体の中で、配布していただいたこの3つが、これがどういう位置づけなのか、そここのところをもう少し。先ほどの保健福祉課長の説明では、総合計画の中の、例えばこれはサービス料の分だというお答えだったと思うんですね。そうすると、総合計画はもっと全体ありますから、そここの他の分野別の料のところはどうなのか少し関連性を、これは総合計画は総務企画課でしょうか、課長の方からでもご答弁をお願いできたらと思います。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、第4次総合計画です。今、6年目中間を過ぎました。それで、昨年のご指摘がありましたように、ヒアリングをしまして、今後の年次計画をどうするかということでヒアリングをさせていただきました。その後の作業としては行ってないわけですが、といいますのは、今現在、地方創生との関係でやっております。当然、その絡みがありますので、国の方で言うてますと、総合計画は今の段階で改める必要はないと聞いております。ただ、今後5年後に第5次をつくる場合については当然、地方創生を含んだ長期計画にするということで、国の方から聞いております。それで、今回3つのそれぞれ推進計画なり、プランが策定されました。もともとこの総合計画には、広い分野ではそれぞれの目標とするものが書いてありますが、先ほど担当課長の方から説明がありましたように、やはり上位の法律なり、そういった中でこの総合計画とは別に策定をなささいというのは当然、いろんな業務でございます。当然、総合計画と相反した計画ではなかなかつくれる、つくるものではないと思いますが、その中で個々、個別にそういったプランなり計画、それは国に準じて

策定をするということになりますので、そういうことで今回3つのプランなり計画がつけられたと私は考えておりますので、今後、広い意味で第5次の総合計画に向けてどうするかというのは、あと4年間の中で十分、地方創生と関連して考えていきたいと思っております。

西澤博一議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 今、課長の方からもお答えがあったんですが、私もお尋ねしようと思ったんですが、地方創生と、今のお話だと総合計画は、それはそれでまた第5次で国はつくるのにやぶさかではないというかつくってもええと。ちょっとどう理解するかは難しいですが、第5次に向けて云々という話がありましたよね。一体、何が優先順位なのか、町の政策を進めていく上で。私の考えは一応、第4次豊郷町の全体の総合計画があるわけですから、それが大元になるんじゃないかなと思うんです。ところがそこに今、国が突如、地方創生何とかというのを投げてきたと。それで、うちの町もつくらなければならないので今まで作っていると。それは作成されている。それはそれでやっていかなきゃならないんですね。今、課長がおっしゃったけど、これからまた第5次をつくるについてはやぶさかでない。こうなると、一体うちの町の政策、施策の優先順位はどうなるのか。本来は、総合計画の中で位置づけられている、例えばサービス料、これ、出ましたけども、こういうのが先行していくんじゃないかと思うんですが、そこへ今、地方創生のプランが出てくると、この前の全協で来年の1月ぐらいにはまとめられるというお話でしたが、それとの関連性はどうか、その点だけ説明を。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員の再々質問にお答えさせていただきます。

現在の第4次総合計画は、平成21年から平成30年までの10年間ということで定めております。ですから、その後、地方創生、この時点では作成のときには地方創生というのはございませんし、今回のこのプランとか計画も国の方から指示はございませんでした。ですから、第5次といいますのは、当然30年の10年間経過しますと、第5次の総合計画をつくることになります。それは、当然、継続してつくるということになります。その時点では、現在行っております地方創生に関係する事業はほぼ決まりますので、その内容を含めて第5次の方で計画を策定していきたいと考えております。

個別の内容につきましては、当然、総合計画で全てが細かいところまでは書いてございません。目標とするもの、また課題なり、検討をどうするかということは分析ができているんですが、その間やはり年代とともに変わってくる部分がございますので、現時点で各個別の事業についてはそれぞれの国なり、県の指示といいますか、それに沿った形の中で提案をされて実施していくというのが現状ではないかなと考えております。ですから、そういうことを含めて総合計画を策定していくということになりますので、今現在は第4次と地方創生のちょうど両方が入っていますので、この辺がちょっと整理がまだできておりませんので、今の考え方としましては、まず地方創生の方の計画をまずはつくって、来年の3月までに策定するということになりますので、その策定が終わってからということで、第5次に向けて検討していきたいと考えております。

鈴木議員 議長。次。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 火葬場の解体工事の問題について質問いたします。

先ほどの担当課長の説明は、舗装整備をするということで関係の区長さんの了解が得られたということで確認をしていいか。先ほどそういう答えだったのですね。舗装整備をするということですよ。もう一度、確認をします。これについては質問でも言いましたけども、9月議会の予算決算常任委員会では、この火葬場解体予算が含まれた補正予算の採決に当たって、さまざまな議論がありましたから、町長に私の方から本予算は解体のみで、跡地については凍結というかそういう意味ですでもいいのかということを確認をさせていただいたところ、そのとおりですとの回答があつて可決がされたものです。何というか、条件つきというか跡地の利用については、条件つきというか付帯決議というかそういう性格を持ったものであったと理解をしているんですね。

ところが、この11月に配られたこれでは、火葬場、会葬場を解体した跡地については、お墓参りをされる方の駐車スペースとして整備しますと、こう書かれていますよね、はっきりと。それで、担当課長に質問ですが、そういうことであつたと思っているんですが、この予算の可決は。これについて町長もしくは副町長の方から、そういう性格の可決であつたということの指示を受けていたのかどうか、これをちょっとお聞きをしたいと思います。担当課長にお聞きをしたい。

それから、この文書そのものについて幾つか質問をいたします。まずこの回議書の起案日はいつか、決裁日はいつか、決裁者は誰か。配付をされた日がいつか、回議書の起案日、決裁者、決裁日、配布日。それから、その次にこの解

体工事の入札は11月6日に行われましたね。その調書を見ますと、火葬場解体と跡地整備、駐車スペースじゃなくて跡地整備となっておりますが、これについて契約書の締結日がいつか、それから、これでは工期は平成27年11月24日から平成28年1月20日と書いてあるんですが、入札の調書を見ますと、これは工期の尻の方の1月20日は書かれています。頭はもちろん書かれていませんから、ご質問します。契約書の締結日はいつか、それに基づく工期、その契約書では工期がいつからいつまでになっているのか明らかにしていただきたい。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、8番、鈴木議員の一般質問の再質問にお答えします。

条件つき議決とは私は考えておりませんし、この墓地の改修のときに、そしてたら再度そこを墓地にしてはどうかというご意見もございました。そして、地元の協議がどうなっているか、その中で地元の協議が進んでいない中では工事はどうだという中で、そこのやり取りで、そしてたら、地元の区長さんと墓地が必要なのか、そして管理はきちっと詰めてという話でしたから、担当課長の方で墓地は区長さんの方は要りませんと。あと、管理については行政と区とでいろいろ協議の中で進めていきましょうというご理解をいただいたということで進めておったものであります。

それと、付帯決議はついておりません。ただ、委員会での賛成討論に私はこれで付けて賛成しますということですから、本来であったら局長の方が書面できちっと付帯決議について委員長報告もされておりますので、付帯決議議決では私はないと思っております。よろしく願いいたします。

住民生活課長 議長。

西澤博一議長 上田住民生活課長。

住民生活課長 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

このチラシの決裁でございますけれども、これは私の判断でつくらせていただいて、配布をさせていただきました。

鈴木議員 具体的にいつ決裁したかと聞いている。

住民生活課長 11月の19日。私の判断でさせていただきます、あと契約日ですけれども。

鈴木議員 配られたのはいつか。

住民生活課長 配ったのは11月20日だったと思っております。区長さんに直接お願いに上がりましたので。それから、契約日につきましては11月10日に契約をさ

せていただいております。

以上でございます。

鈴木議員 回議書の起案は誰がしたんですか。

住民生活課長 私の指示で担当に作成させて、そしてもう急ぎでしたので。

鈴木議員 起案はいつしたのかと聞いている。

住民生活課長 口頭で指示をしました。判断をさせていただきました。

鈴木議員 起案日はいつかと聞いているだけ。

住民生活課長 私の方で口頭での指示でさせていただいたと。

鈴木議員 違うやん。回議書には起案日、書かなあかんやん、文書規程で。その起案日はいつかと聞いているんです。

住民生活課長 起案をなしで、急ぎでしたので、させていただいたということでございます。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員、再々質問。

鈴木議員 今、非常に重要な回答されましたよ。起案しなかったと。これは明らかに事務要綱違反じゃないですか。そんなことは認められませんよ。回議はしなかったというてるんだから。回議書は回さなあかんて決まってるでしょ。これはまず明快に答えてください。違反ですよ。回議書なかったって課長答えられたから。

それから、11月19日に決裁をしたと。この文書が配られたのは11月20日以降ですか。前ですよ、確か。これ役場が区長のところに回るのは月2回でしょ。今、課長、本当に直接、区長のところにこれ持っていかはったんですか、この文書。本当ですか。

それから付帯決議については、町長が確かに、私は本会議で付帯決議を求めようと思いましたが、これは今、町長がおっしゃったように、私はそういう条件つきでいいですかと町長に確認しました。それでいいということでしたので、そこまではこれは事務局長の責任も振られましたけども、そこまではいかなと私は思ったもんですから求めませんでした。それはもうよろしいわ。その今の回議をしなかったこと、本当に持っていったのかどうか、その点だけは答えてください。

住民生活課長 議長。

西澤博一議長 上田住民生活課長。

住民生活課長 鈴木議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

この文書については、急ぎでございましたので、各字の区長さんにお届けさせていただきました。それと三ツ池、大町につきましては、区長さんに文書と、

そして直接教育集会所の方へ案内文書を出させていただきました。

鈴木議員 課長 1 人で持っていったのか。

住民生活課長 私、1 人で持っていきました。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 今のは認められないということだけ申し上げて、これについては議会が終わったら、もう一度、具体的に問題提起します。回議書をつくっていないのは違反だし、本当に課長 1 人で持って行って配られたのかお聞きします。

役場庁舎の問題、取り急ぎ質問させていただきます。

昨年 1 2 月に資料の提出を求めました。企画総務課長から回答があったとおり、私が少し質問がもう少し正確に書いておけばよかったと思っているんですが、その資料で例えばそのときにも質問したと思うんですが、平成 26 年 1 月の概算設計額が 6 億 9,994 万、工事監理業務が 1,000 万ちょっとで、3 月の全協で、7 億 1,020 万との説明だったんですね。今回、質問させていただいた中身は、例えばその資料でも大幅に増額になっているもの、逆に大幅に減額になっているものがあったと。このことの説明をお願いしたいと。例えば、電気設備工事費は当初の 6,550 万円が 1 億 8,375 万と 1 億 1,825 万ほど増なんですね。概算設計と実施設計で。それから逆に、改修工事費は 5,320 万から 1,270 万円と 4,050 万の減になっている。概算額と実施設計額の比較とはいえ、余りにもその差が大きいのではないかと。ここの例えばこの 2 つ、大幅に増になっていた分と大幅に減になっていたものの説明をお願いしたい。今わかれば、説明をお願いしたいと思いますし、わからなければ、また後日でも結構です。そういうことを質問させていただいた。これは質問が申し訳ない。

2 番目、最終の額が幾らかという質問は、今年の 1 2 月議会でこれも改築の最終予算は幾らになるのかと質問させていただきました。9 月議会で説明があった 7 億 9,482 万 6,000 円には、工事監理業務委託費が含まれているのかどうかと質問したところ、それは含まれていないとの総務企画課長の答弁でした。では、最終幾らになるのかという質問をさせていただいたときに、課長の方から工事監理費が同額だとすれば 8 億 508 万 6,000 円になるとの答弁だったと思っていますので、これは同額だとすればという前提でしたので、ここの確認をしたい。この質問の意味はそういう意味です。そういう意味で、最終的な額が幾らになったのか説明をお願いしたいと。

それから最後に、これは町長に答弁をお願いしたいと思います、町長は初

当選されたその所信表明の中で、「今日、町政に求められるのは透明性のある町政運営であります。町民の皆さん方に意思表明をしていただく1つの方策として、住民投票条例を制定し、必要な場合には施行できるよう準備をしていきたい」と述べられておられます。私は、これはそのとおりだと思いました。ただ、残念ながら、今日まで住民投票条例は制定をされていませんが、この庁舎改築問題こそ、まさに住民投票が必要な場合ではないかと思えます。その意味で、初心にかえって、今こそ住民投票を実施されてはどうかということを町長にお伺いをしたいと思えます。

以上です。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、8番、鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

この改築問題について住民投票云々のお話でございますが、これは昭和5年の建物ですから、改築はしていかなければならない、そういう形でありますし、それについて4案を議員の皆さん方にお示しし、そして、行政懇談会でも町民の皆さん方に説明させていただきました。また先の選挙では保存しようという候補者が、鈴木議員らは応援されて、その方の得票は15%でしたから、私はそこで結果が出ていると、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

総務企画課長 議長。

西澤博一議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、26年1月のときに庁舎の増改築事業計画概要というのを策定をいたしました。当然そのときは従来のA案、B案、C案、D案の中で比較を行う中で概算の見積もりでこの段階で作成いたしました。そのときの概算の設計額が6億9,994万8,000円、それにこの計画のときに工事の監理料、これは1,026万円ということで、合わせて7億1,020万8,000円ということの計画の概要を策定したというものでございます。その後、これによりまして、26年3月の末には、この概要の計画にのっとって入札ができる段階の本設計を策定いたしました。その段階の金額が7億9,482万6,000円でございます。これが工事費の金額になります。比較につきましては、先ほど申し上げましたように、26年12月8日付で提出させてもらったんですが、このときで大幅に変わっておりますのは、改修工事の費用が5,320万円が1,200万に減額になっている。逆に増えましたのは、電気設備が6,550

万が1億8,375万4,000円になったということで、これは当然、概算と本設計との差もございますが、概算につきましては、平米数なり、ある程度、想定します電球の数等で積算をしております。ただ、入札前の実施設計になりますと、各部屋に合わせた電気器具なりを設置していくことになりますので、そういった詳細の中身を含めて当然設計されますので、結果的にそうなったと私は理解しております。現在できています設計書につきましては、この本設計の実施設計ができておりますので、その設計図書としては約159ページ、図面にしてA1サイズいうんですか、それで約168ページで、全て詳細図まで描かれております。現在その図面が、一番確定の図面ということで理解しておりますが、それについては私も専門的ではないので、ここがどうということとはなかなか説明し切れませんが、本設計に向けて実施設計を行ったときの概算との差ということでお願いしたいと思います。

鈴木議員 最終の額。

総務企画課長 ですから、先ほど言いましたように、26年3月の実施設計金額、工事費が7億9,482万6,000円、それと先に言いましたように、工事監理費が要りますので、これをそのときの同額の1,026万円としますと、両方合わせまして8億508万6,000円ということになります。これが、26年3月時点の金額ということでご理解をいただきたいと思います。

西澤博一議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 議長。

西澤博一議長 鈴木議員。

鈴木議員 あと12秒ですが、先ほど10秒ほどオーバーしてしますので20秒以内で終わります。町長の答弁、まさにこの4月の町長選挙で、私が申し上げたいのは、そういう多くの民意をいただいて3期目の当選をされたわけですから、今こそ、その意味では初心にかえって、多く民意をいただいた町民の皆さんに、私も改築そのものに反対したことは一度もございません。呼び方が改修というのは別にして。今こそ、初心にかえって住民投票を実施されるべきではないかと思いますが、再度、見解をお願いします。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えいたします。

先ほどからお答えしておりますように、やはり法が来年の4月から施行されます。そういったことで、十分これは平成25年6月ですから、ちょうど議会の皆さん方にお話ししたのが、平成25年の9月ごろだと思います。そういっ

たことで、議員も特別委員会でもとおっしゃっていて、そしたら私がお聞きしたいのは、今年の3月からこういうアクションを起こさなかったのは何でやという。やはり、皆さん方も町民の代表であると、このように私は思っておりますので、そういったことで今後とも切磋琢磨しながら運営させていただきたいと、こういう思いでございますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

西澤博一議長 6番、北川和利君の一般質問を許可します。

北川議員 議長。

西澤博一議長 北川議員。

北川議員 それでは、北川が一般質問させていただきます。

町長に問います。高齢社会における福祉施策の充実をとということで、本年3月定例会において、高齢社会に備えた町施策の検討について質問しました。その中で、高齢者の入院期間が最長3カ月を限度に、他の病院に転院しなければならない医療システムを、本町内の総合病院で入院期間3カ月を延長することができないのかとお尋ねしましたが、これについて入院の必要があり、本人が希望した場合、3カ月の入院期間を延長することやその支援について答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

西澤博一議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、北川議員のご質問にお答えをいたします。

入院の必要があり、本人が希望した場合に3カ月の入院期間を延長することや支援につきましては、まず患者さんの身体機能や病後生活状況を考慮し、病院側と相談、調整において、次の段階に移る場所が確保できるまでの対応といたしまして、入院の必要があると認められた場合には、延長できる場合があると考えておるところでございます。

以上でございます。

西澤博一議長 再質問。

北川議員 議長。

西澤博一議長 北川議員。

北川議員 僕が先だって調べたところ、意見を聞いたところ、医療法とか何の根拠もなく要するに3カ月、病院のシステムかどうかちょっとそこまで僕も調べていませんけども、病院のシステムがそうなっているのかわからないけれども、とにかく3カ月たったら病院を転院せなあかん。しかしどうしても豊郷病院でそのままいたいんやという患者さんも結構います。しかし、病院の方のシステムでいたくてもほかの病院に転院しなくてはならないと。その方式を何とか町内の

わが町の町民だけでも何とかならないのかということを確認前々回町長にもお話ししたと思います。その中で、一度、検討というか調べてみますということ、前々回のときに町長がおっしゃってくれたと僕はそういうふうに理解しておりますので、その点のところをもう一度、答弁願います。

医療保険課長 議長。

西澤博一議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 再質問にお答えをいたします。

先ほどおっしゃっていただきましたように、3カ月の期間というのは、今までいろんな病状の関係、またそれぞれの関係であったかとは思いますが、現在の状況といたしましては、その患者さんごとの状態に合った良質な医療を効果的、効率的に提供する医療体制や、また在宅での医療介護等について今、一体的に言われております地域包括ケアというものが進んでまいっております。そういう中で、やはり先ほども申し上げましたような状況に応じてそれぞれの、例えば豊郷病院でしたら、そういう地域連携室なり、相談員の方がおられますので、そういう部分で相談をしていただいて、その方に応じた対応がしていただけると考えておりました、豊郷病院さんにおきましてもリハビリ等や入院期間の短縮がそういう部分に向けて回復期病棟、また昨年末より地域包括ケア病棟が整備されてまいりまして、急性期から回復期への治療といたしまして、また、退院や在宅療養に向けた支援が充実しつつあり、3カ月以上の入院についても考慮をしていただいているところだと考えておるところでございます。

以上でございます。

北川議員 議長。

西澤博一議長 北川議員。

北川議員 それでは、2番目の質問をさせていただきます。

先ほどから同僚議員が庁舎の増改築の質問をしています。おそらく答弁は同じことが返ってくるものだと思っておりますが、僕はほかの見方の方からちょっと質問したいと思っております。

庁舎の増改築の進捗状況はどうかということで、先日、本館ロビーで私が住民生活課での交付風景を見ていると、隣の申請内容が聞こえて見えてしまうほどでした。これまでも庁舎増改築の進捗状況を質問してきましたが、現在の状況について答弁を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 6番、北川議員さんの一般質問にお答えいたします。

庁舎の増改築の進捗状況はどうかということでございます。議員のご質問にありますように、本館ロビー等で住民の皆様にご迷惑をおかけしております。状況から庁舎の増改築計画におきまして、福祉関係者や関係機関との意見交換会においても、同様のご意見を承っております。既設庁舎のみの改修では問題の解消はできないと考えており、いろいろなご意見のもとに計画しました増改築事業案としまして、D案について皆さん方に説明をしてきたところでございます。最近も、障害をお持ちの方や高齢者の皆さん方からどないなっとなのやというお叱りの言葉もいただいております。先ほどもお答えしましたように、来年4月より障害者差別解消法の施行、そして、消費税の改正等、考慮される状況でございますので、今後しっかりと考えていかなければならない、このように思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

北川議員 議長。

西澤博一議長 再質問、北川議員。

北川議員 今、町長が答弁されたとおりで思っております。個人情報保護法というのが平成15年5月30日に制定されております。なおかつ、障害者差別解消法というのが25年に制定され、28年4月から施行されるということが法律で決まっております。僕の言いたいのは、一日も早く増改築、D案というか、あれをもって、もちろん町民への説明も理解もしていただかなければならないと思っておりますが、一刻も早く。具体的に言うと、住民票、印鑑証明をもらいに行くに当たって、個人情報どころじゃありません、こんなもん。法で個人情報保護法があるのに、まるっきり隣同士で、何のために必要かというそのチェックまでせなんだらいけないというのが見えています。こういう旧の建物のやり方で本当に個人情報が守られているかということ、僕は決してそうではないと思っておりますので、一刻も早く増改築の方できちっとした個人情報を、また、障害者を守るということで増改築の方を進めていただきたいと思っておりますが、再度お尋ねします。その件について、どうお考えですか。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、6番、北川議員さんの再質問にお答えいたします。

特に、個人情報、本当に貴重な問題であろうと思えますし、特に障害をお持ちの方が何で遠慮して手続きをしなければならないんだというようなお話、そして、ガイドヘルパーさんがガイドするのもにも困るんだとそういうお言葉もいただきました。そういった中で、これを検討してきたわけでございますし、再度お話ししますように、やっぱり来年の4月から法が施行されます。そういっ

た中で、やはり議員の皆さん方といろいろな角度から早急に検討もさせていただきながら、しっかりとまとめて早急に対応していかなければ、これは責務として、同じ気持ちで庁舎を利用していただくという思いを持っておりますので、ぜひともまた皆さん方のご意見をいただき、またご協力を賜りたい、こういう思いでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

北川議員 議長。

西澤博一議長 6番、北川議員。

北川議員 それでは、3問目の質問をさせていただきます。

広域ごみ処理施設の建設候補地について。彦根愛知犬上広域行政組合では、現在、新ごみ処理施設の建設候補地を公募していますが、本町として候補地に応募、立候補する考えはないか。答弁を求めます。

住民生活課長 議長。

西澤博一議長 上田住民生活課長。

住民生活課長 北川和利議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

広域ごみ処理施設の建設候補地についてのご質問でございます。現在、彦根愛知犬上広域行政組合では、平成27年10月15日から平成28年7月29日までの募集期間で候補地が彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の地域に所在し、応募資格が地元区長及び土地所有者として公募をいたしております。今のところ、町としての応募は考えておりません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

北川議員 議長。

西澤博一議長 再質問、北川議員。

北川議員 それでは、再質問させていただきます。

僕はなぜこういうことを申し上げるかと言うと、やはりわが町は財政がありません。そんな中でどこかいい場所があればというか、町の方で選択をしてここでこういうことをしたらいかなものかということができないものか、再度お尋ねします。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 6番、北川議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほど、課長が申しましたように、今回の募集の内容ということは、要するに地元区長さんならびに土地所有者のご理解があつて、そしてやろうかというので手を挙げていただくと一応なっております。これは、今までの経過の中で経験を踏んだ中で、やはり進めていこうとなれば、まず土地所有者が固まって、

よし提供してもええぞ、そしてまた、区長さん、区がやってもええというように、やはり強い決意のもとに手を挙げていただく方法がすぐ建設もできるということになってきたんだと思います。豊郷でそういうふうには地権者の皆さん、そしてまた区が、じゃ一遍、こういう時代や、そしてまた特に、ごみ処理施設といいますが、今日はやっぱりいろんな問題は解決されつつありますし、また地域振興、特にまたいろんな面でメリットもあるとは思っていますので、考えて手を挙げられたら町としても応援はさせていただきたい、こういう思いでございますので、よろしくお願いたします。

北川議員 議長。

西澤博一議長 北川議員。

北川議員 それでは、最後4番目の質問をさせていただきます。

町営住宅の家賃収納状況について。公営住宅及び改良住宅の家賃収納の状況と滞納者への対応状況について答弁を求めます。

人権政策課長 議長。

西澤博一議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 改めておはようございます。それでは、6番、北川議員の公営住宅及び改良住宅の家賃収納の状況と滞納者への対応状況についてお答えいたします。

公営住宅の昨年度決算における現年の収納率は81.1%であり、25年度に比べて2.6%の収納率向上となっております。今年度も11月末現在でございますが、収納率は84.2%で3%の収納率向上となる見通しとなっております。

一方、改良住宅の昨年度決算における現年の収納率は91%であり、25年度は90.7%でしたので、0.3%の向上となっております。今年度の収納率につきましては92.2%と、1.2%の収納率向上となる見通しになっております。

また、過年度におきましての公営住宅の昨年度の収納率は10.8%でございます。昨年度の収納率が10.3%でございましたので、25年に比べてそれぞれ0.5%の収納率向上となっております。今年度も昨年を上回るべく努力しているところでございます。

続いて、滞納者への対応につきまして、入居者への納付指導に加えまして、連帯保証人へ通知することによりまして、保証人と連帯して納付していただくよう納付誓約書を提出していただいております。公営、改良含めまして以前よりも分納誓約書の提出者も格段に増加している状況でございます。

なお、誓約書を守らない悪質滞納者等につきましては、納付記録や納付相談記録などをもとに、弁護士との相談の上、法的処置に入る準備を進めておりま

す。今後も収納率の向上と未納者への減少に職員一丸となって努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

北川議員 議長。

西澤博一議長 北川君、再質問。

北川議員 それでは、再質問させていただきます。

私がお聞きしたいのは、あくまでも滞納者、これについて確かに課長がおっしゃられたように、努力はしていただいていると思いますが、努力そのものよりも、なぜ解消ができないのか。一般住宅ならとっくにそんなもん出されて、住めないというのが現状だと思います。同和地区の同和事業の一環として改良住宅、そして公営住宅もできました。しかし、確かに住んでいる人は地区の人が多いです。しかし、本当に苦勞して、表現は悪いですけども、お金がなくて支払いをちょっと待ってくれと、本当にそういう人たちなのか、追跡調査ができているか。やはり、追跡調査もしてもらって、収入が何ぼあるんや、それで、なおかつそれに対して支払いができるというのは多々あろうかと思えます。やはり、そこら辺はもっと厳しく、本当に厳しく滞納者に対しては、解消しなければならぬと思っています。それが、本来の同和事業の一環だっただけだと思っておりますので、解消についての意気込みと、そしてまた、今確かに回収率が伸びているというのは説明がありました。伸びているんじゃない。回収して当たり前のことなんです。支払ってもらって当たり前のことなんです。それを回収率が伸びるとか伸びないとか、こういう問題と僕は違うと思っておりますので、その辺の答弁をもうひとつお願いします。

人権政策課長 議長。

西澤博一議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 北川議員の再質問についてお答えいたします。

議員おっしゃっておられるとおり、回収して当たり前ということは当然だと思います。私どもといたしましても、収納率向上とあわせて、滞納者への滞納につきましても、今年に入りまして保証人とあわせて通知をさせていただいて、保証人の方から本人の方に、本人が払えんのなら保証人が払ってくださいという形の中で、保証人が払えんのだったら、もう出ていけという形で現に出てもらった方が3人ほどおられまして、以前でしたら本人に通知した中で本人と誓約書を結んでそれを守っていただいているうちは、滞納がなかなか現年の納付をしていただくのが精一杯というような状況もありまして、減っていかないという状況でございましたけれども、当然、連帯保証人ですので、保証人

の方にも責任がございますので、本人が払えない場合は連帯保証人に払ってくださいねという話の中で、もうお前これ以上いてたらあかんということで出ていってもらっているという方も二、三出てきておりますので、この対応を進めていく中で、滞納減少に向けて努力していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

北川議員 議長。

西澤博一議長 再々質問、北川議員。

北川議員 これですわりなので。なるほど、確かにわかりました。しかし、付け加えるとしたら、もっと厳しく。現実的に町営住宅なり募集されて、公募されて、入居したいという方がかなりおります。そんな中で、定員オーバーでくじ引きで失格、ずっと待っている人もおります。そんな人のことを考えると、本当に甘いというか、ぜいたくというか。そしてまた、通知を出して話し合いに出てくる、一月、二月は行政の言いなりの、要するに1万円払うところなら、倍払って減らしていく方法というのを一月、二月は続けていても、また三月目にはそれもできない。そして、家賃も払えない、滞納していく。このイタチごっこというか、繰り返されているというのも耳に入っております。しかし、前の課長のときも僕は言っていました。1人ぐらいは課の中で憎まれ者がいてもいいんと違うかと。皆がええ顔ばかりして、憎まれるのかなわんさかいに。今、僕が質問するに当たっても、これ議事録で残り、そして、町民の皆さんも知ることだろうと思います。僕もそういう人たちに憎まれる可能性も十分あります。しかし、憎まれてもやはり言わなんだらいかんことは、僕は言わなんだらあかんと思っておりますので、堂々としてお話しさせていただいております。

課長、やはり1人ぐらいは、その課において一生懸命やってくれてるのはよくわかる。けども、やっぱり憎まれもんが1人ぐらいおって、そんな中でもっと厳しくやっていていただいきたいと思っておりますが、決意と、そしてまた自分が今後本当に、今までの答弁の中で十分わかっておりますけれども、再度お伺いしますので、よろしくをお願いします。

人権政策課長 議長。

西澤博一議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 議員おっしゃることは、十分理解しておりますので、今後も今、憎まれ者という話がありましたけれども、私どもとしてはやっぱり当然、払ってもらうのが当たり前という認識のもとに厳しくやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

西澤博一議長 この時計で10時50分まで、暫時休憩したいと思います。

(午前 10 時 38 分 休憩)

(午前 10 時 50 分 再開)

西澤博一議長 再開いたします。

それでは、今村恵美子君の一般質問を許します。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村恵美子議員。

今村議員 それでは、一般質問をさせていただきます。一問一答で進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、1 問目。ごみ行政を問うということで、お尋ねをいたします。今、世界的にも C O P 2 1 でフランスのパリで地球環境問題の各国協議もされていますが、地球環境を守るため温室効果ガス削減は地球に住む人類の責任です。そのことを踏まえ、可燃ごみの減量化は今後、広域行政での処分場建設と絡んで取り組む必要があると考えます。そして、豊郷町では生ごみの分別資源化事業を実施していますが、今後さらに拡大をして、可燃ごみの減量化を進めていくべきと思います。また、そのほかにも可燃ごみ減量化の取り組みが必要と考えますが、町の現状認識と対策を伺います。

住民生活課長 議長。

西澤博一議長 上田住民生活課長。

住民生活課長 今村議員のごみ行政を問うについてのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

本町では、可燃ごみの減量についての取り組みですが、生ごみを堆肥化し、畑に還元する生ごみの堆肥化事業、生ごみ処理容器の設置に対する助成事業を行っております。今後、登録制で実施をしております生ごみの堆肥化推進事業の拡大を図るため、町広報によります募集と各字へのご協力と各種団体へにより一層の呼びかけをしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村さん、再質問。

今村議員 ただいま課長の方から、豊郷町は生ごみ処理容器設置補助金交付要綱と、それから生ごみ堆肥化事業と 2 つやっているということをお聞きいたしました。先ほど同僚議員が可燃ごみ広域施設の建設誘致の話もされておりましたが、あと 10 年後をめどにして新しい広域での可燃処理施設の建設計画がある中で、広域の処理計画は日量 154 トンを目安に焼却炉を建設する計画であるんです。

けれども、その根拠としては26年度が可燃ごみの収集ピークだということで試算をしているという形で提案されておりますが、豊郷において26年度の可燃ごみの実績は年間幾らで、そしてこれまで豊郷が説明してくれていたのは、可燃ごみの4割強が生ごみだと、水分量も含めて。その減量化を町としては取り組むということで資源化、堆肥化という事業にも積極的に補助金を出していただいておりますが、今やっぱりCO₂排出を減らしていくということは、公共施設でも当然の責任だと思うんですね。だから、そのことでうちの26年度の実績と今後これを町としてどういう減量化をしていくのか担当課の説明を、具体的な数値目標はどういうふうに考えておられるのかを再度お聞きしたいと思います。

住民生活課長 議長。

西澤博一議長 上田住民生活課長。

住民生活課長 今村議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

可燃ごみの実績でございますが、26年度には1,148トン、ちなみに25年度でいきますと、1,162トンということで、14トンの減少を見ております。それで、今後の町としての減量対策でございますが、先ほど申し上げましたように、ごみの堆肥化事業をもう少し全町に広めていきたいという目標を持っておりまして、さまざまな角度から、また募集なりかけていきたいと思っております。

以上でございます。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村さん、再々質問。

今村議員 26年度の年間の可燃ごみ処理量というのは、若干減っているという形で説明がありましたけど、豊郷は大体横ばいぐらいの感じで数値がずっときていますよね、この間ずっと。その中で今、生ごみ堆肥化事業をやっていただく箇所を増やすというお話なんですけれども、この1,146トン、26年度実績、今年度これからにかけてもそうですが、どのくらい減らしていこうと思っているんですか、数値目標として。豊郷はその先進例だと思っているんです。広域で彦根愛知犬上の中で、こういう可燃ごみの減量化を具体的に町の施策としてやっているというのはすばらしい実績だと私は思っているんですけれども、堆肥化は私も地域でグループを組んでやっておりますけれども、非常に可燃ごみを減らすことができているいい施策だなと思っておりますが、具体的にこれを今のやっている件数からどのくらいに広げていこうと思っているんですか。私はやっぱり非農家や集合住宅がいろいろありますので、豊郷でそういうことをもっと積

極的に地域に出て担当課の方からもそういう働きかけ、啓発をやっていただくことが、ひいてはごみ負担というのは、ごみ袋代だけじゃないということみんな知ってもらわなあかんのです。行政負担がどんだけ高くてついているかということをやっぱりどんどん啓蒙していかないと、そういうことに対して自分たちの税金の使い道をどうするのかということをやっぱり考えていただくという機会をもっと増やしてほしいんですが、具体的にどんなふうにしてそれを事業化してやっていくんですか、説明をお願いいたします。

住民生活課長 議長。

西澤博一議長 上田住民生活課長。

住民生活課長 今村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

現在の取り組んでおります堆肥化事業の登録者数は一応215名でございます。それを250ぐらいまでにはとりあえず持っていきたいなと思っております。それと、字でまだ取り組んでいただけていない字もございますので、区長さんらのご協力を得ながら、また各種団体等にも呼びかけをさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村さん。

今村議員 続きまして、豊栄のさと浴場の修繕をということでお尋ねをいたします。

現在、生きがいデイサービス事業の入浴や一般入浴も行われていますが、浴槽部分のタイル、足元のタイル、また壁面のところの劣化が非常に進んでいます。建設当時から本格的なメンテナンスというか、そういったことはされていない施設です。委託されている社協の皆さんが一応、一生懸命掃除はしてはるんですが、そういう中で高いところは届かないという状況も聞いておりますが、衛生面からもやっぱり利用者から苦情が出ています。こういった状況ですが、リフレッシュ工事をして多くの方に利用してもらうことも大事ではないでしょうか。甲良町では、高齢者に無料入浴券を出していますが、豊郷町でも実施をして、健康づくりの場としても活用することを提案いたしますが、見解を求めます。

社会教育課長 議長。

西澤博一議長 浅居社会教育課長。

社会教育課長 12番、今村議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思います。

私どもの関係につきましては、施設の管理という面から前段の6行であります。豊栄のさとの浴場につきましては、平成7年に施設竣工以来、床暖房や天井など部分的な修繕を繰り返してきました。通常の管理につきましては、議

員が申し上げていただいたとおり、社会福祉協議会で行っていただいておりますので、例えば浴室内の、あるいは脱衣所の軽微な修繕など、通常業務を終えた後に清掃作業の中で実施していただいています。今後は、社会福祉協議会あるいは保健福祉課を交えて十分に協議を重ねていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

保健福祉課長 議長。

西澤博一議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 私の方からは今村議員さんの豊栄のさと浴場の修繕をの質問のうち、高齢者に無料入浴券を出してはどうかということについてお答えをさせていただきます。

ご質問いただきまして、私も甲良町でこういう実施をされているということは知りませんでしたので、豊郷町におきましても高齢者の方々に無料入浴していただけることができるものならと考えました。それで、現在の状況を確認しながら検討もしてきたところです。

結論から申しますと、現状では豊栄のさとの浴場を無料開放する施策を行うということは難しい状況、適当ではない状況にあると判断をさせていただいておりますので、説明させていただきます。

まず、甲良町で実施をされています状況がどういうものかということですが、甲良町では毎週1回、金曜日、高齢者の方が無料で入浴できる日として実施をされていました。これは今村議員さんの方からいただいた内容です。ただ、甲良町の場合は純粋に銭湯としてのお風呂の位置づけでした。銭湯としての位置づけで週に1回実施されているものでしたので、豊栄のさとのお風呂とは使用目的、最初からつくってきたコンセプトがちょっと違うというところがあります。豊栄のさとのお風呂はもともとが措置入浴、現在で言いますと生きがいデイサービスにいられている方が利用されるようにと設置がされている浴場ですので、実際問題として受け入れできる対応の人数の規模が違うということもありますし、何よりも大きな理由としまして、感染の問題が考えられるということがありました。デイでの入浴利用者については、健康面の上、また一定の把握をした上で入浴をしてもらえるんですけども、一般入浴の場合はそうしたチェックができない状態で受け入れをすることになってしまいます。甲良町でもデイで入浴されていますが、甲良町の場合は浴場が4槽ありまして、全く別の浴場を使われています。一般入浴の方とデイの方が同じお風呂を使うという状態にはありませんので、こういう部分がちょっとうちの豊栄のさとで実施をするという部分では難しいかなと思います。

こうしたことから、豊栄のさとの浴場を高齢者の方に無料入浴券を出して解放する施策は実施は適当ではないかと考えますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

以上です。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村さん、再質問。

今村議員 施設の劣化した修繕に関しては、私はやっぱり壁面の上の方に青い藻みたいなのがいっぱい出ているところとか、床に関してもタイルが非常にもう何かすれてしまっているところとかいろいろありますよね。ああいうのは早急にやっぱり生きがいデイで来てはる方々も、入るときに気持ちよく入れるようにしてあげるのは必要じゃないかと思うんです。豊郷でもこれから総合事業化ということで29年度からはやっぱりそういった事業の拡大は必要になってくるわけですから、元気老人をいかに増やしていくかという取り組みの中では、貴重な施設ですし、あそこの温泉は非常に長谷川前々町長が自慢していた、何とか鉾泉ということで非常に効能がある温泉なので、そういうのをやっぱり実施することは早急にやっぱり考えていただきたいと思います。そういった計画をぜひ検討していただきたいのですが、それは今後はどう考えているのか。

それと、無料券の話なんですけれども、よく公衆浴場でレジオネラ菌の健康被害が全国的にも出てきてということの注意事項が、地方自治体のいろんな実施要綱にも入っていますけれども、豊郷の豊栄のさとの浴場はデイサービスで使っていますが、それ以外に今までデイサービス的に使っていたのが、日栄のさとの保育園部分に今なっているけど、男女別々のお風呂が今、保育園の物置になっていますけど、あれもありますし、今は休眠している施設も有効活用して、そういった無料でお風呂を楽しむ日とかそういったこともこれからの高齢者の生きがい対策、元気な高齢者をつくるというシステムの中では検討していてもいいんじゃないかなと思いますし、豊栄のさとでしかできないという課題ではないので、そういったことも含めて、あそこのふれあいの施設も月に一遍ほどしか使っていないわけですし、いろんな施設があるんですが、そういう今使われていない施設も含めた有効活用で、こういった高齢者のリフレッシュ、生きがい対策を私は進めてほしいなと思っているんですが、この点について両方の課長のお考えをお聞きしたいと思います。

社会教育課長 議長。

西澤博一議長 浅居社会教育課長。

社会教育課長 今村議員さんの再質問にお答え申し上げたいと思います。

施設的な不備というか、修繕の部分につきましては、使用していただいている社会福祉協議会も含めまして協議をした上で、使用部分の修繕あるいは根本的な施設の改修というものについて話し合っていく上での修繕になろうかと思えます。

それと、町の委託を受けて今、デイサービスをされていまして、その中で入浴をされていますので、そういった面というのが非常に難しいところもありますので、今後、協議をした上でということでご理解いただきたいと思えます。

保健福祉課長 議長。

西澤博一議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

まず、豊栄のさとのお風呂については、実状をご理解いただけたものかと思えます。それと、町内にありますほかの施設部分、今言っていただきましたけれども、実際どのようにできるかということは既に施設が変わってしまって難しいところも多々あるかと思えますが、今日のところはご意見を賜る形でさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

西澤博一議長 今村さん、再々質問ですか。次ですか。

今村議員 次でお願いします。議長。

西澤博一議長 今村さん。

今村議員 続きまして、子育て支援の拡充をということでお尋ねいたします。

わが国は既に人口減少社会に突入し、少子高齢化からの脱却が国、地方ともに大きな政治課題となっています。豊郷町は、県下自治体の中では手厚く子育て支援をしており、合計特殊出生率は県下3番目に高いと説明がありましたが、さらなる子育て、教育支援の拡充は必要です。先の町議選で提案いたしました下記の項目について実施を求めますが、町の見解を伺います。

1つ、現在、第3子から無料となっている保育料を第2子から無料にする。

2番目、町独自の給付制奨学金制度を創設する。

3番目、小、中、高校の入学祝い金制度を創設する。

4番目、学童保育の専用施設を新設する。

以上、4点について伺います。

教育次長 議長。

西澤博一議長 岩崎教育次長。

教育次長 12番の今村議員のご質問にお答えいたします。

1点目の第2子からの保育料の無料化につきましては、現在のところ考えて

はおりません。

2点目につきましては、町独自の給付制奨学金制度は現在考えておりません。滋賀県が実施している制度や各種団体が独自で実施しておられるので、それらを活用していただきたいと、ご理解の方よろしくお願いいたします。

第3点目につきましては、今年度12月補正で予算計上しております、来年小学校1年生、中学校1年生に対しまして、小学校は1人1万円、中学生は1人2万円の祝い金を助成することになりました。高校生については現在考えておりません。よろしくお願いいたします。

保健福祉課長 議長。

西澤博一議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員さんの子育て支援の拡充をの質問のうち、学童保育の専用施設新設をの質問にお答えをさせていただきます。

今年の3月、そして6月の定例会での一般質問でお答えもさせていただいておりますとおり、現在のところ学校施設内での事業実施が子どもたちの安全面などを考えたときに適切であろうと考えておりますので、現施設においての取り組みを継続していくようにと考えております。ご理解の方よろしく申し上げます。

以上です。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村さん、再質問。

今村議員 それでは、今、次長の方から3点、説明がありました。この12月議会の補正で小、中学校の児童、生徒に対して入学祝い金ということで予算化がされております。それは、先の全協で説明していただいた、豊郷町まち・ひと・しごと創生推進会議の総合戦略の一環として少子化対策として、こういう事業を町として計画していくという中で支給を事業化されていると説明いただいておりますが、小学校、中学校入学時、1万が2万に上がって、でも高校なんてもっと高くつくんです、本当はね。制服や体育関係のいろんな服で、高校がない理由はどういうことだったんだろうというので、二百五十何万なので、高校をもし例えば3万にしたって500万ぐらいなんですけどね。私は、高校も本来必要性が高いんじゃないかなと思うんですが、それは課としてはどういう選択になったのか教えてください。

それから、保育料の第2子からの無料化ということで、本町は第2子は半額助成をしていただいておりますが、この問題は以前から申し上げていますが、やはり合計特殊出生率を上げるためには、お子さんをやっぱり産んでいただかな

くてはいけないんですよ。そういった中で、一生懸命産んでも、多子家庭の方でも国の制度が年少扶養控除が廃止されるとか、そういった面で保育料がかえって上がったりとか、かえって苦しくなっていくような状況も実態としてはあるんですよね。だからやっぱり、希望出生率を1.8以上に上げたいという町の計画になっていますので、やっぱり第2子の保育料を無料にするということは、すごく直接的に子育てをされる皆さんに対しては、支援としては響くんじやないかなと思うんですが、そういうことは全然考えていないという形でしか答弁がなかったのも、第2子で半額になっている方の中でもっと多子家庭の人もいるのかどうかとか、現状はどう思っているのかちょっとお聞きしたいと思います。

それと、給付制の奨学金の問題なんですけど、県は貸与制なんですけど、先の議会のときでしたか、キャラバンのときでしたか、教育長がどこだったか民間のそういう奨学金給付制でやってくれているという話を教えていただきましたが、私は今、豊郷の子どもの貧困を考えた場合に、やっぱり高校はちゃんと行って一定基礎学力をつけて、生活ができる、自立する成人になっていただくためには、給付型の奨学金制度は非常に豊郷にとっては必要だと思っているんですけども、そういう認識はあるのか。金額の問題じゃなくて、やっぱり高校の中退も多いというのもありますけども、高校進学するときにつまづくんですよ。低所得の生活保護の家庭のお子さんやら含めて、進学を保障していくということで給付制の奨学金制度をぜひ考えていただきたいと思っているんですが、その点についてどう思っているのかお聞かせください。

それと、学童保育の問題はやはり本当の学童保育を1年生から6年生までやっていこうと思えば、ちゃんとした施設が私は必要だと思っています。今回、日栄小の増改築の計画の中で、新たに用地取得も考えているというお話も出てきていますけれども、やっぱりそういう観点で学童保育というのも子育て事業の中で非常に大きな要素を担っていますので、そういったことも今後検討していただきたいというのをすごく思っているんですが、まだ学校内の空き教室、ランチルームで用が足りると考えておられるんですけども、積極的にそういう展開を考えていく施策に、これはもう要望です。検討していただきたいと思います。教育委員会の方、よろしくお願いします。

教育次長 議長。

西澤博一議長 岩崎教育次長。

教育次長 今村議員の再質問にお答えいたします。

今村議員のご意見の方はごもっともだと思っております。私の方も今後、ま

た考えていく必要があるかと思っておりますが、現在のところは考えておらないということで、ご承知をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

今村議員 今のはどっちなの、4つのうち。

教育次長 済みません。2子からの保育料の無料化に対しましてと、奨学金の関係、それぞれ今のところは考えておりませんが、今後はまた検討していく必要があるかと思っております。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村さん、再々質問ありますか。

今村議員 今後は考えていくと、今は必要ないというのは非常に何かわかりにくい答弁なんですよね。今、第2子の保育料を半額助成している実態はどういう状況ですかとさっきお聞きしたんですけれども、その説明がないんですが、それとやっぱり子どもの貧困率、わが国は非常にOECDの中でも下の方の状況なんですけれども、6人に1人が貧困家庭の子どもさんで、親が両方とも就労して、なかなか子どものことまで手が回っていないという状況とかもいろいろあるんですけれども、やっぱりそういう子どもたちが将来の私たちの日本を担っていく人たちなので、その人たちのためにやっぱりもう高校はほぼ義務教育化しているわけですから、そういった給付制の奨学金制度、漏れなくやっぱりその子の機会均等を保障していくということを豊郷でぜひ考えていただきたいんですけれども、豊郷の子どもの高校の進学状況やそういった問題に対してどういった支援が必要だと考えておられるんですか。それと、保育料は無料化にしてもそんなに金額的には高くないと思うんですが、必要ないと言い切ることにに対して非常に私も理解に苦しむんですが、今の時点で必要ない理由は、根拠は一体何なのかというのをちょっと説明してください。

教育長 議長。

西澤博一議長 横井教育長。

教育長 今村議員さんの再々質問にお答えしたいと思います。

まず、無料化の件ですけれど、現在は3子からという形で無料ということになっています。医療の方では高校世代まで無料化という形で、順次そういう形では考えてはいますが、現在のところ、このままで思っております。

そして、町独自の給付制の奨学金制度というようなことにつきまして、おっしゃるとおり、貸与ではなしに給付という形が一番いいだろうと思っておりますが、本町の方では今現在まだ考えていないということです。今、ご質問の中にもありました、やはり子どもたち、どういうふうな生徒を高等学校進学ということを見ると、やはり向学心に燃える子どもを育てていかんなんなど。それ

については、やはり学力も、そして生活もしっかりさせていかんなんということで、日々、保育園、幼稚園、小学校、中学校を通して、そういう指導を教育委員会では行っているところです。

もう1点ありました、本町では行っていませんけれど、本町にあります広域財団法人済美会の方で平成27年度から給付という形で向学心のある子どもたちというようなことで奨学金制度をつくっていただいています。給付という形で入学祝い金も含めてというようなことをつくっていただいていますのをお知りおき願いたいと思います。これは、定員3名というような形です。

以上です。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村さん、次4点目。

今村議員 次の質問にいきます。続きまして、TPP大筋合意からの町内農業・関連産業などへの影響と対策はということでお尋ねいたします。10月15日、環太平洋連携協定、TPP交渉が大筋合意したとする閣僚声明が発表されました。日本共産党は、地域経済、雇用、農業、医療、保険、食品安全、知的財産権など国民の生活、営業に密接にかかわる分野で、日本の利益と経済主権をアメリカや多国籍企業に売り渡すもので、断じて容認できない立場でTPPからの撤退と調印中止を求めています。

まず、鈴木宜弘東大教授は、大筋合意による農業分野の被害額は1兆1,000億円を超えると試算していますが、豊郷町での被害額はどれくらいになるのか答弁を求めます。

次に、日本の食料主権を守るために、豊郷町の農地保全は欠かせません。地域農業と多くの農業生産者、多様な担い手に希望と展望の持てる政策支援が町にも求められていますが、どう取り組むのか答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

西澤博一議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 12番、今村議員さんのご質問にお答えいたします。

TPP大筋合意からの町内農業関連産業への影響と対策はとのご質問ですが、まず豊郷町の影響額ですが、12月2日の県議会で県への影響額が米、麦に限りまして19億円となっております。それをもとに試算をしましたところ、本町の平成27年度、米の生産割当量は136万306キログラムで、1俵に換算しますと、2万2,671俵となりまして、県の想定下落幅85.2円を掛けますと、193万1,000円程度ではないかと想定しております。

また、今後は国、県が策定しますTPPに関する施策に期待したいと思いま

すし、また、県との連携を密にしまして農業者の支援に努めてまいりたいと思います。ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村さん、再質問。

今村議員 豊郷町内の試算は193万1,000円が農業の被害額じゃないかという、県の試算にあわせて割り当て分ですけれども、この問題は
この前、新聞でもありましたが、農業人口がどんどん減っていくと、高齢化が進んで今、農業人口の平均年齢66.3歳と、こういう中で、このTPPの打撃で生産者が非常に農業を維持していくことの意欲が低下していくというのが非常に私は心配だなあと考えています。

先ほど、町の支援もしていくというお話だったんですけれども、本町は多様な担い手、後継青年、新規就農者も支援していますし、そういうことはやっているんですが、やはり現実的に豊郷でも高齢者がほんまに担い手なんです、今の豊郷の農業の。そしてやっぱり、農業というのは国の食料主権を守る一番基幹産業だと思うので、豊郷でも農地を保全して、食料生産をやっていくと。日本はカロリーベースで4割切っていますから、今、世界的な食料危機が進んでいったら、日本は今まで大量にあちこちから輸入していましたけれども、やっぱり自国の食料は自国で賄えるという国が基本的には一番大切なことですが、この豊郷が今後このような多様な担い手、生産継続を可能にしていくためにやっていく施策というのは、どういうことを町としては支援をしていきたいと考えているんですか。

米価がどんどん下がっていくという中で、関税も引き下げられ、いろいろありますが、やっぱり後継者をつくっていくことと、価格保障、所得保障、多様な担い手が地域農業をやっていける、そういう条件整備とか。うちの農業政策の中で町単でやっている中で、どの分野がこれから一番必要なのか、町としての支援はどういうことを進めていくのか、その点について、TPPの交渉自体は妥結にいくまでにはまだ相当あればありますが、この中でやっぱり食料を守ることは大事ですし、豊郷で取り組める、今の時点でどういうことをするのか、具体的に説明をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 12番、今村議員さんの再質問にお答えいたします。

TPPの大筋合意から、政府の方では総合的なTPP関連政策大綱というの

がつくられております。そういった中で、その中身がまだどういう内容かわからない状況でありますし、巷で聞きますと、仕事をしなくても補助金だけにあるような施策だけは困るというような情報も流れておりますし、しっかりとした内容を精査しなければ、町としての対応というのは難しいと、このように思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

西澤博一議長 再々質問、よろしいか。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村さん。

今村議員 今、町長から国がそういう T P P の影響を少なくするためのそういう政策を考えているというのはよく載っていますけれども、基本的には、国が言ってるのは、大規模化、付加価値をつけるみたいな輸出型をいろいろ国としても支援していくというみたいな話ですけれども、やはり基本はこの豊郷の住民の食料は豊郷で自給できるという基本的なスタンスを全国各地でつくっていくということは私は基本的に国の責任だと思うんですね。そういう中で、この T P P が非常にアメリカ主導と多国籍企業のための貿易協定になってきているという問題の中で、刻一刻の協議が今されていて、全体の中でどこまでまとまるのかというのは不確定な状況ですけど、豊郷ではやはり農業は町の基幹産業の 1 つですので、そのことを国がやるのをそれから考えていくんじゃなくて、豊郷でできる農業支援、それを町としても開拓して、それをまた従事者の皆さんにそういったことを啓発して応援していくということが大事だと思うんですが、豊郷ができるこういった支援を町としては今まで特産物をいろいろ開発してきたり、いろいろなことをしていただいていますけれども、何ができると、今の時点で。今、集落営農や法人化されていますよね。そういった人たちがまだこの中でもやっぱり農業をやっているという形の支援を一体何ができると、豊郷で。それをちょっと最後にお聞きしたいんですけど、お願いします。

伊藤町長 議長。

西澤博一議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、12番、今村議員さんの再々質問にお答えいたします。

11月17日に、自民党の農林部会が開催され、小泉部会長がまとめられまして、その日に我々、ちょうど東京に行っておりましたので、お話も聞かせていただきました。そして、明くる日の18日の日刊工業新聞では、今まで中山間地だけは光を当てておりましたということの中で、兼業農家にもやっぱり光を当てないかんのじゃないかと。特に平地の農家の場合は兼業が多いということで、そういった形の支援もという一項目がちょっと私は目につきました。実

際、どのような影響が出てくるのか、これは一遍に関税が撤廃されるわけでは
ありませんから、やはりどのような影響があるのかしっかり見きわめた中
で手を打っていかなければならないと、このように思います。そして、町だけ
じゃなしに、県との連携を深めながら町としても対応してまいりたい、このよ
うに思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

西澤博一議長 今村さん、5番目。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村さん。

今村議員 続きまして、老人医療費無料化に対する町の見解を問います。

日本共産党は、豊郷町で高齢者が元気に明るく暮らし続ける生涯現役を目指
しています。そのためには、生きがづくり、予防保健、医療介護の無償化が
大事だと考えています。先の町議選で老人医療費無料化施策の1つとして、国
民年金受給者の方々から段階的無料化を提案いたしました。そこで、生活保護
を受けていない高齢者で、年間年金支給総額が生活保護基準以下の高齢者は何
人いらっしゃいますか、答弁を求めます。

次に、この方々の内訳で、65歳から74歳までの人数、そして75歳以上
の人数は何人も説明をお願いいたします。

最後に、かつては国の施策として老人医療費無料化もありましたが、高齢者
の健康増進を図ることが、ひいては医療、介護の公費負担を減らしていきます。
そのことをぜひ豊郷町で実践していただきたいと考えますが、町の見解を伺い
ます。

医療保険課長 議長。

西澤博一議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、私の方から今村議員のご質問にお答えをしたいと思います。

老人医療費無料化に対する町の見解でございます。まず、ご質問の1点目、
年金支給総額が生活保護基準以下の高齢者の方の把握につきましては、当方に
て把握することは困難でございます。また、遺族年金、障害年金、恩給などは
非課税所得であり、その所得としてあらわれず、合算された収入として、同様
に把握するのは困難であり、資産等の状況も基準としてございますので、明確
にはあわせないと考えております。

なお、1つの想定といたしまして、介護保険料第1段階の対象者の方々の中
から選定いたしまして、年金収入額が18万円以下で、普通徴収の方は現在17
名おられると考えております。その中で、74歳までの方が15名、75歳以
上の方が2名でございます。ただ、この算定におきましては、先ほども申し上

げましたとおり、算定基準所得としてのあらわれた年金収入に限定しておりますことから、あくまでもご質問の対象者の数値でないということだけご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、最後のご質問の医療費無料化に伴う町の見解といたしましては、町単独での医療費無料化については考えておらないところでございます。高齢者の健康増進につきましては、現在、策定中の健康増進計画を踏まえ、生活習慣病及び疾病の予防や身体活動の強化を柱として健康づくりを進めてまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願ひを申し上げます。

以上です。

今村議員 議長。

西澤博一議長 今村さん、再質問。

今村議員 今、課長の説明では、生活保護基準以下の人たちの把握はなかなかできないというお話でしたね。町には豊郷町国民健康保険一部負担金の徴収猶予および免除に関する要綱というのがあるんですね。ここには、一部負担金の免除、この第4条の中で、「世帯主および当該世帯に属する被保険者の収入が生活保護法第11条第1項第1号から第3号までに定める保護のための保護金品に相当する金額の合算額以下であり、かつ預貯金が生活保護基準3箇月以下である世帯」と明記されているんですよ。この明記がされていて、町ではその対象者は把握できないというのは、これはもう行政の怠慢としか言いようがありません。非常に今の答弁にはがっかりしました。

私が言いたいのは、高齢者の貧困というのは豊郷町では今後深刻な問題になっていくと思うんです。その中で今、早期検診して、発見してという話をしましたが、それにはまず、医者治療が受けられる状況じゃなかったらできないんですよ。私、この前、日の出町の町長さんのお話を聞いて非常に感銘を受けたのは、この町長さんは80歳で朝5時から課長と一緒に車で講演に来てくれたんですけど、ここのモットーは早期発見、早期治療、早期回復、そして元気に暮らすためにいろんな施策をするんやということ言うてはったんです。だから、豊郷町でもそういったことをやれば、高齢者の医療費、介護費用は下がっていくということを私は提案したいと思っているんです。日の出町は、年間の高齢者の医療費が非常に都の平均より20万少ないんです。このことについて、今後検討する気があるのか、ないのか、検討する課題としては必要だと思いますが、それについて町の答弁を最後に求めたいと思います。

以上です。

医療保険課長 議長。

西澤博一議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再質問にお答えをしたいと思います。

私、先ほども申し上げましたとおり、現在、策定中の健康増進計画の中でそういう疾病予防等についての健康づくりというものを進めてまいるということを考えておりますし、本町は滋賀県でも高齢者の医療費につきましては一番高い状況にありますので、その部分につきましても、やはり慎重に考えていきたいと考えております。

以上です。

西澤博一議長 以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

(午前 11 時 43 分 散会)